

3 第42条の13《法人税の額から控除される特別控除額の特例》関係

【改正の概要】

この制度は、「法人税の額から控除される特別控除額の特例」及び「特定税額控除制度の不適用措置」によって構成されている。

この制度のうち特定税額控除制度の不適用措置は、法人（中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）又は農業協同組合等を除く。以下同じ。）が、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において特定税額控除制度（注）の適用を受けようとする場合において、その事業年度において次のイ及びロのいずれにも該当しないとき（その事業年度（設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない事業年度に限る。以下「特定対象年度」という。）の所得の金額がその特定対象年度の前事業年度の所得の金額以下である場合を除く。）は、その特定対象年度においては、その特定税額控除制度を適用しないというものである（旧措法42の13⑥）。

（注） 特定税額控除制度とは、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度のうち、試験研究費の総額に係る税額控除制度（旧措法42の4①）及び特別試験研究費の額に係る税額控除制度（旧措法42の4⑦）、地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等^{けん}を取得した場合の法人税額の特別控除制度（旧措法42の11の2②）並びに認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除制度（旧措法42の12の5の2②）をいう（旧措法42の13①一・三・九・十七、⑥）。

イ 継続雇用者給与等支給額 > 継続雇用者比較給与等支給額

ロ 国内設備投資額 > 当期償却費総額 ×30%

令和3年度の税制改正により、特定税額控除制度の不適用措置について見直しが行われ、上記イの要件の判定上、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の算定に際し、給与等の支給額から、その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額のうち、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これらに類するものの額を控除しないこととされた。また、適用期限についても令和6年3月31日まで3年延長された。